

改正前

沼田町青少年スポーツ文化振興に関する助成基準

この基準は、沼田町青少年スポーツ文化振興に関する規則（平成19年教委規則第1号。以下「規則」という。）第6条に基づき、中学生以下の青少年に対する助成基準を次のとおり定めるものとする。

- 1 各種競技会及びコンクール等に参加する青少年及びその団体に対する助成は、次の基準の範囲内とする。
 - 1 助成対象人員は、各種競技会及びコンクール等の要項に基づく範囲内とする。
 - 2 大会参加に要する経費等の助成は、規則別表の助成基準表に準じ算出した合算額の2分の1以内とする。ただし、大会参加料は全額を原則として助成する。
- 2 日本及び北海道体育協会、日本及び北海道スポーツ少年団、管内競技種目団体及び音楽団体等が主催する青少年の大会参加に対する助成は、次の基準の範囲内とする。
 - 1 助成対象人員は、各競技大会要項に基づく範囲内とする。
 - 2 大会参加に要する経費等の助成は2分の1以内助成とする。ただし、大会参加料は全額を原則として助成する。
- 3 第1項から前項までのうち、主催又は協賛団体において所要経費の助成などがある場合、それぞれの合算額によりその額を差し引いた額を助成する。
- 4 国、道又は各競技種目団体等が主催する各種競技会（後援、協賛の事業は除く。）及び各種コンクール等に参加するものの助成については、種目、規模、所要経費、事業内容等を精査し、必要と認められた額を助成する。



改正後

沼田町青少年スポーツ文化振興に関する助成基準

この基準は、沼田町青少年スポーツ文化振興に関する規則（平成19年教委規則第1号。以下「規則」という。）第6条に基づき、**高校生**以下の青少年に対する助成基準を次のとおり定めるものとする。

- 1 各種競技会及びコンクール等に参加する青少年及びその団体に対する助成は、次の基準の範囲内とする。
 - 1 助成対象人員は、各種競技会及びコンクール等の要項に基づく範囲内とする。
 - 2 大会参加に要する経費等の助成は、規則別表の助成基準表に準じ算出した合算額の2分の1以内とする。ただし、大会参加料は全額を原則として助成する。
- 2 日本及び北海道体育協会、日本及び北海道スポーツ少年団、管内競技種目団体及び音楽団体等が主催する青少年の大会参加に対する助成は、次の基準の範囲内とする。
 - 1 助成対象人員は、各競技大会要項に基づく範囲内とする。
 - 2 大会参加に要する経費等の助成は2分の1以内助成とする。ただし、大会参加料は全額を原則として助成する。
- 3 第1項から前項までのうち、主催又は協賛団体において所要経費の助成などがある場合、それぞれの合算額によりその額を差し引いた額を助成する。
- 4 国、道又は各競技種目団体等が主催する各種競技会（後援、協賛の事業は除く。）及び各種コンクール等に参加するものの助成については、種目、規模、所要経費、事業内容等を精査し、必要と認められた額を助成する。